

合同会議での議論を踏まえたCCS事業法の 政省令の内容について

令和 7 年11月

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料環境適合利用推進課 CCS政策室

環境省 水・大気環境局 海洋環境課

合同会議での議論を踏まえたCCS事業法の政省令の内容について①

回	合同会議で議論した論点	政省令	内容
第1回	モニタリング	省令	事業段階（圧入前から貯留事業の廃止後まで）とモニタリング区分（通常時・懸念時・異常時）に応じて、モニタリング対象（CO ₂ の成分・流量・濃度/温度・圧力/坑井健全性/地下の揺れ/CO ₂ の位置及び範囲/海洋環境及び陸域の状況）についてモニタリングを行う。
	海域において貯蔵するCO ₂ 基準	政令	海域において貯蔵するCO ₂ 基準は、①99vol%以上を原則、②CO ₂ 以外の不純物が一定の基準を満たす場合には99vol%未満も可能、③二酸化炭素以外の油等が加えられていないこととする。
	CO ₂ 漏出時影響評価	省令	貯留事業の実施に当たってCO ₂ 漏出時影響評価を求め、これらの事項について貯留事業実施計画への記載を求める。
第2回	閉鎖措置の内容	省令	閉鎖措置の内容として、①坑井（坑口）の閉塞、②貯留事業に係る不要な工作物の撤去、③坑井を経由したCO ₂ の漏えいを防止する措置を定める。
	閉鎖措置計画の内容	省令	閉鎖措置計画に、①閉鎖措置の方法及び工程に関する事項、②坑井を経由したCO ₂ の漏えいを防止する措置に関する事項を記載する。
	閉鎖措置計画の認可	省令	閉鎖措置計画の認可基準は、①坑井の閉塞や貯留事業に係る不要な工作物の撤去が適切に実施され、貯留事業場が原状回復されること、②坑井を経由したCO ₂ の漏えいを防止する措置が適切であること、③シミュレーションモデルとCO ₂ の挙動が概ね合致していることが科学的に示されており、かつ、地下構造への著しい影響が無いことを含め、将来にわたるCO ₂ の長期的な安定性が示されていることとする。
	閉鎖措置結果の確認	省令	閉鎖措置結果の確認基準は、①閉鎖措置計画に従って閉鎖措置が実施されたと認められること、②モニタリング結果に照らし、坑井を経由したCO ₂ の漏えいが発生し、又は発生するおそれがないと認められることとする。
	貯留事業の廃止の許可申請が可能となる期間	省令	貯蔵したCO ₂ が安定するまでに必要と見込まれる期間として少なくとも10年が経過した後に貯留事業の廃止の許可申請を可能とする。ただし、CO ₂ が安定貯蔵され、かつ、その状況が将来にわたって継続することが早期に見込まれ、その旨を主務大臣が認めるときは、申請が可能となる期間を短縮可能とする。
	貯留事業の廃止の許可	省令	貯留事業の廃止の許可基準（一部）は、①貯留事業者が策定する貯留区域に係る地質構造データやシミュレーションモデル、モニタリング計画がJOGMECに適切に引き継がれていること、②残された貯留事業に係る工作物の取扱い等について、貯留事業者とJOGMEC間の同意が得られていることとする。
	貯留事業の廃止の許可後のモニタリング	省令	貯留事業の廃止の許可後のJOGMECのモニタリング対象を、原則、通常時は地下の揺れ並びに海洋環境及び陸域の状況とする。

※合同会議にてご議論いただいた内容のうち表に含まない内容は審査基準、ガイドライン等で明らかにする予定。

合同会議での議論を踏まえたCCS事業法の政省令の内容について②

回	合同会議で議論した論点	政省令	内容
第3回	資金確保の方法	省令	義務の履行に係る費用に充てるための資金確保の方法を事業者にて選択可能とした上で、これらの事項について貯留事業実施計画への記載を求める。
	抛出金の額の算定	省令	抛出金の額の算定基準は、少なくとも30年間分の通知貯留区域管理業務に要する費用に充てるための資金が確保できるものであることとする。
	抛出金の額の算定に当たってのJOGMECへの届出事項	省令	JOGMECへの届出事項は、坑井の閉塞や当該工作物の撤去に関する情報のほか、坑井を閉塞しない場合や一部の工作物を残す場合におけるその理由及び当該工作物の情報等とする。
	特定貯留事業約款	省令	約款に記載する項目（基本事項、計量及び料金等の算定等）を定める。
	特定導管輸送事業約款		

※合同会議にてご議論いただいた内容のうち表に含まない内容は審査基準、ガイドライン等で明らかにする予定。